

令和 4 年 度
包括外部監査の結果報告書

インフラ施設（一般会計施設）の管理
運営に関する財務事務の執行について

松山市包括外部監査人
武 智 弘 泰

目次

第1章	監査の概要	4
1.	監査の種類	4
2.	選定した特定の事件（監査のテーマ）の名称	4
3.	選定した理由	4
4.	包括外部監査の対象期間	5
5.	監査の着眼点	5
6.	監査対象部署	5
7.	実施した監査手続	5
8.	補助者の選任	6
9.	包括外部監査の実施期間	6
10.	利害関係	6
第2章	包括外部監査の結果と意見（総括）	7
1.	監査の結果及び意見のまとめ	7
2.	指摘事項及び意見事項の一覧	16
第3章	包括外部監査の結果と意見（管理運営業務）	18
1.	インフラ施設の内容と監査の範囲	18
2.	松山市における公有財産の管理規程	25
3.	インフラ施設管理事務の体制	27
4.	貸付手続の検証	29
5.	未利用地管理の検証	32
6.	インフラ施設の維持・管理に関する委託契約の検証	34
第4章	包括外部監査の結果と意見（固定資産台帳管理）	40
1.	固定資産台帳の特徴	40
2.	貸借対照表（「松山市財務書類」）におけるインフラ資産の残高	41
3.	固定資産台帳の管理	42

4.	取得・更新・異動（増加登録）の検証.....	46
5.	建設仮勘定の検証.....	55
6.	除却・売却・異動（減少）登録の検証.....	63
7.	減価償却、耐用年数の検証.....	67
8.	固定資産台帳と会計との一致の検証.....	68
第5章 包括外部監査の結果と意見（インフラ資産に関する公共施設マネジメント総論）.....		
	1. 松山市におけるインフラ資産に関する公共施設マネジメントについて..	71
	2. 松山市公共施設等総合管理計画（インフラ施設に関する部分）についての検討.....	72
第6章 包括外部監査の結果と意見（道路橋梁管理）.....		
	1. 松山市が管理する道路橋梁の概要.....	79
	2. 道路橋梁の維持・管理に関する予算決算額.....	82
	3. 着眼点並びに実施手続.....	83
	4. インフラ長寿命化及び道路橋梁管理施設の予防保全型維持管理の概要..	84
	5. 道路橋梁管理に関する松山市公共施設等総合管理計画.....	86
	6. 松山市道路施設維持管理計画について.....	89
	7. 現地往査.....	97
第7章 包括外部監査の結果と意見（道路施設（大型構造物）-トンネル・大型カルバート・横断歩道橋及び歩道橋・門型標識）.....		
	1. 松山市が管理する道路施設（大型構造物）の概要.....	101
	2. 道路施設（大型構造物）の維持・管理に関する予算決算額.....	102
	3. 着眼点並びに実施手続.....	103
	4. 道路（大型構造物）に関する松山市公共施設等総合管理計画.....	104
	5. 松山市横断歩道橋長寿命化修繕計画及び松山市道路附属物等長寿命化修繕計画について.....	109
	6. トンネル定期点検について.....	113

7.	大型カルバート定期点検について.....	115
8.	門型標識定期点検について.....	116
9.	横断歩道橋及び歩道橋定期点検について.....	118
10.	長寿命化修繕計画策定時に把握された留意事項への対応状況.....	121
第8章 包括外部監査の結果と意見（河川管理）		125
1.	松山市が管理する河川の概要.....	125
2.	河川の維持・管理に関する予算決算額.....	126
3.	着眼点並びに実施手続.....	126
4.	河川管理に関する松山市公共施設等総合管理計画.....	128
5.	準用河川の定期点検について.....	131
6.	現地往査及び溢水事故についての検討.....	131
第9章 包括外部監査の結果と意見（港湾漁港管理）		133
1.	松山市が管理する港湾の概要.....	133
2.	港湾・漁港の維持・管理に関する予算決算額.....	135
3.	着眼点並びに実施手続.....	135
4.	港湾・漁港に関する松山市公共施設等総合管理計画.....	136
5.	港湾・漁港の定期点検について.....	141
6.	現地往査.....	144

第1章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）の名称

インフラ施設（一般会計施設）の管理運営に関する財務事務の執行について

3. 選定した理由

地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要の変化が予想される。そのため、早急に公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。その上で、総務省は平成26年4月に各地方自治体に公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定について要請を行っている。

そこで、松山市では、「松山市公共施設マネジメント基本方針」及び「松山市公共施設再編成計画」を基に各インフラ系施設の情報新たに追加再編成して「松山市公共施設等総合管理計画」を策定した。

さらに、平成29年度（平成28年度決算分）からは、新たな『統一的な基準による地方公会計マニュアル』に基づき、固定資産台帳の整備を行ったうえで、財務書類を公表している。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、これまで以上に厳しい財政運営が見込まれ、施設の効果的、効率的な活用は、財政負担を軽減、平準化するため、その有用性がより高まっていると考えられる。

また、2022年11月21日の愛媛新聞は「14～18年度点検で判定 早く修繕すべき県管理のトンネル30カ所未了 国交省調査」とした記事の中で、2014～18年度のインフラ点検で「緊急」または「早急」に修繕すべきと判定された都道府県管理のトンネル2,196カ所のうち、今年3月末時点で29.1%の修繕が終わっていないことを取り上げている。

その記事の中で、国交省の担当者は「通行規制などをしており、すぐに事故が起きる危険性が高いわけではないが、早めの対応が望ましい」としていること、修繕対象のトンネルは都道府県によって3～184カ所と幅があるため、一律に比較できないが、栃木、兵庫、広島はすべての修繕を終えている中、愛媛は修繕が必要な99カ所のうち修繕完了は69カ所、未了が30カ所となっていることがあげられている。トンネルは一例であり、安全安心な市民生活を維持する上で、インフラ施設の維持管理を適切かつ効率的に実施する重要性は高まっている。

以上より、インフラ施設（一般会計施設）の管理運営に関する財務事務の執行について包括外部監査人として検討を加えることは今後の松山市の行政運営において有意義であると判断し、本年度の特定の事件として選定する。

4. 包括外部監査の対象期間

原則として、令和3年度を対象とする。

ただし、必要に応じて過年度または令和4年度も対象に加えるものとする。

5. 監査の着眼点

- ① 事務の執行及び事業の管理は法令規則に沿って適切に行われているか。
- ② 事務の執行及び事業の管理は公正かつ透明性をもって行われているか。
- ③ 事務の執行及び事業に必要なコストの管理は適切に実施されているか。
- ④ 事務の執行及び事業の管理はコストに見合う市民サービスの向上につながっているか。
- ⑤ 事務の執行及び事業に必要なコストの負担が市民にとって公平であるか。
- ⑥ 事務の執行及び事業の管理に係る将来負担は適切に把握され、市政の意思決定における判断材料とされているか。
- ⑦ 各事業について適切な役割と目標が設定され、その役割と目標の達成が松山市の掲げる計画・指針等の目的と合致しているか。
- ⑧ 関連団体における事務執行及び業務の運営は適切に行われ、効率性・経済性・有効性の観点から適切か。

6. 監査対象部署

- ・都市整備部
道路河川整備課 道路河川管理課 空港港湾課
- ・理財部
管財課
- ・その他関連所管部署

7. 実施した監査手続

財産の管理運営に関する財務事務の執行について、その概要を責任者及び担当者へ質問し、事務の執行等の関係法令及びその準拠性の検討、関係書類の閲覧、資料の分析、その他外部監査人が必要と判断した手続を実施した。なお、具体的な監査手続は各検討項目の頁に個別に記載しているため、本章での記述は省略する。

8. 補助者の選任

組織的な監査を実施するため、補助者として次の者を選任した。

公 認 会 計 士	山 邊 彰 三
公 認 会 計 士	加 藤 愛 可 奈
公 認 会 計 士	小 林 祐 介

9. 包括外部監査の実施期間

自 令和4年4月1日 至 令和5年2月28日

10. 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、私は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

金額及び比率の表示単位未満は四捨五入している。
報告書の表中の合計が、端数処理の関係で合致しない場合がある。
文中の【指摘】とは、事務手続等において関係法令・規則等に準拠していないと判断したものであり、改善を求めるものである。
文中の【意見】とは、有効性や効率性の観点から見直しを検討することが望ましいと考えられるものや将来に向けた提言に類するものである。

第2章 包括外部監査の結果と意見（総括）

1. 監査の結果及び意見のまとめ

地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要の変化が予想される。そのため、早急に公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。

加えて、新型コロナウイルス感染症の長期化により、これまで以上に厳しい財政運営が見込まれることから、施設の効果的、効率的な活用による財政負担の軽減、平準化の有用性はより高まっていると考えられる。

今回のテーマである「インフラ施設（一般会計施設）の管理運営に関する財務事務の執行について」で対象とするインフラ施設は、地方公会計制度における有形固定資産に属するインフラ資産としており、その中でも一般会計施設に限定し、主に道路、河川、港湾、漁港とした。

監査の結果、「2. 指摘事項及び意見事項の一覧」のとおり、12項目の指摘事項を発見し、9項目の意見を併せて報告した。個別の監査事項を分類して総括すると、以下のとおりである。

(1) 市道/橋梁の管理体制のあり方

市は松山市道路施設維持管理計画及び松山市橋梁長寿命化修繕計画等を策定し、それらに基づいた点検調査等を行っている。

しかしながら、今回の監査での現地往査先に保全不備の舗装や点検が実施されていなかった橋梁が発見された。

監査時間の制約から全てを網羅した往査を実施できていないが、選定した一部の往査対象先で不備が発見されていることから、今回の指摘事項以外の保全不備や点検未了の市道/橋梁は他の場所にも存在すると推定される。

一方で、市道が6,768路線/実延長1,808.6km、橋梁が1,088橋/実延長10,747.7mと膨大な資産を抱えており、限られた予算枠の中で現行の管理体制のままで市道/橋梁を網羅的に把握し、漏れのない保全活動を求めるには、担当課に過度な負担を強いるとも考えられる。

そのため、市道/橋梁の管理体制整備の一助になることを期して、道路施設維持管理データベースの構築や市民からの通報の活用についての意見を記載している。

今回の監査における指摘及び意見のみならず、他自治体の動向や専門家の知見など

も踏まえ、市道/橋梁の網羅的な把握と適時適切な保全活動を可能とする管理体制のあり方は不断に問い直す必要があると考える。

・新玉10号線（JR松山駅東側）



往査前にマンホールおよび排水口が路面から浮き上がっている状態だったため補修工事を実施した。

・眞情大橋（まごころおおはし）



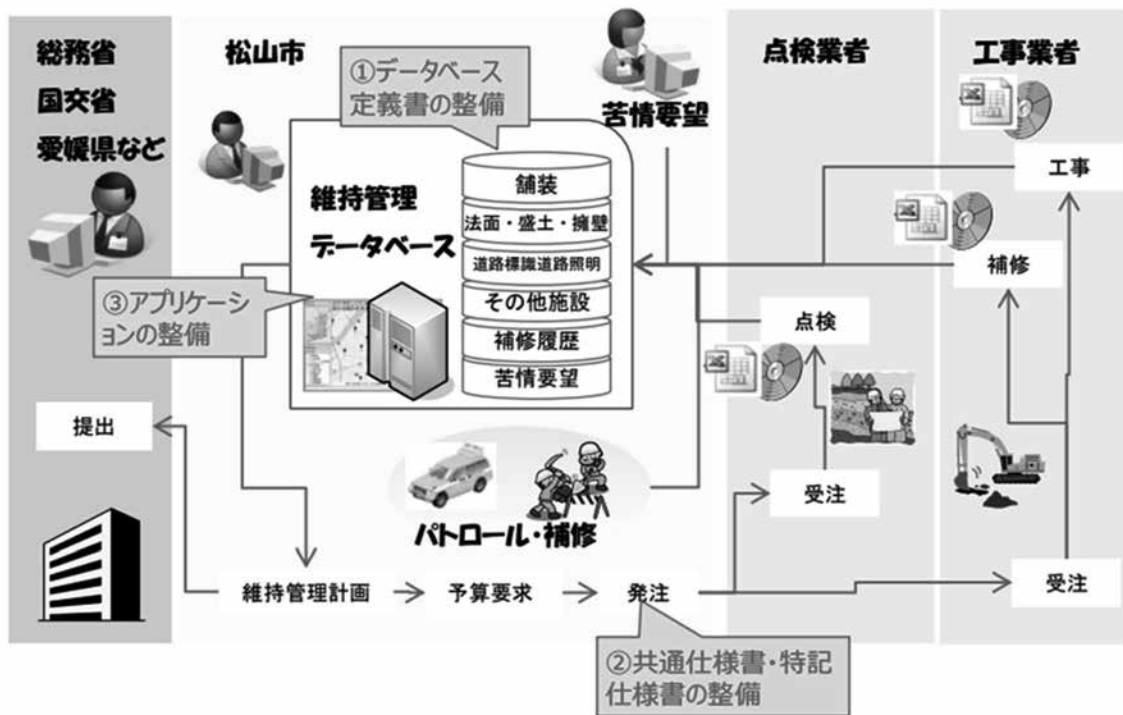
橋梁台帳は作成されていたが、市の点検対象橋梁の一覧表へ登載がされていなかったため、点検を実施していなかった。

・二反地橋（にたんぢはし）



橋梁台帳は作成されていたが、市の点検対象橋梁の一覧表へ登載がされていなかったため、点検を実施していなかった。

・道路施設データベースのイメージ図



(松山市道路維持管理計画から抜粋)

- ① (指摘) 道路維持管理に関する路面性状調査 (MMS 計測) の評価及びあり方の検討
- ② (指摘) 市管理橋梁の点検漏れ
- ③ (指摘) 新玉 10 号線 (JR 松山駅東側) の保全不備
- ④ (意見) 道路施設維持管理データベースのあり方の検討
- ⑤ (意見) 市民からの通報の活用

(2) 定期点検等で発見されている劣化状況

橋梁の健全性の診断は、下表1の区分により行われており、令和元年度以降に実施された2巡目の定期点検において、1巡目に続いて再度「判定区分Ⅲ」と判定された橋梁は下表2のとおり18橋となっている。

「判定区分Ⅲ」とは、構造物の機能に支障が生じる可能性があり、次回点検までに措置を講ずべきとされているが、必要な措置が講じられておらず2巡目の点検においても引き続き判定区分Ⅲとされている。地方公共団体の修繕等措置の着手率が低水準であることは全国的な課題ではあるものの、適切な対応ではない。

令和4年度時点で和泉大橋や精農高架橋、桑原3号線1号橋のように補修工事中もしくは補修が完了している橋梁もあるが、未補修の橋梁についても速やかに適切な修繕等の対応を実施することが必要である。

・表1：定期点検における判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

・表2 松山市 橋梁一覧表（令和4年4月）より抜粋

橋梁名	路線名	構造物の諸元				直近における点検結果			
		建設年次 (西暦) 推定含む	橋長 (m)	幅員 (m)	橋種	1巡目		2巡目	
						点検 年度	点検 結果	点検 年度	点検 結果
和泉大橋	市道松山環状線南部	1975	287.5	24	PC	2015	Ⅲ	2020	Ⅲ
官前118号線1号橋（歩道橋東）	市道官前118号線	不明	13.8	1.5	PC	2016	Ⅲ	2021	Ⅲ
官前118号線1号橋（歩道橋西）	市道官前118号線	不明	13.8	1.5	PC	2016	Ⅲ	2021	Ⅲ
精農高架橋	市道千舟町古川線	2000	26	20.8	RC	2015	Ⅲ	2020	Ⅲ
学校橋	市道学校橋線	1958	14.2	3.6	RC	2016	Ⅲ	2020	Ⅲ
湯山橋	市道湯山線	1965	24.7	3.6	RC	2016	Ⅲ	2020	Ⅲ
はと橋	市道湯山76号線	1972	22	5.6	PC	2015	Ⅲ	2019	Ⅲ
本郷線1号橋	市道本郷線	不明	6.4	6.9	RC	2016	Ⅲ	2021	Ⅲ
神田線1号橋	市道神田線	不明	3.1	11.5	RC	2016	Ⅲ	2021	Ⅲ
朝日ヶ丘踏懸橋	市道味酒105号線	1971	8.4	8.3	PC	2015	Ⅲ	2020	Ⅲ
桑原3号線1号橋	市道桑原3号線	不明	4.5	5.2	RC	2017	Ⅲ	2021	Ⅲ
丸山橋	市道味生23号線	1963	11.4	5	RC	2016	Ⅲ	2021	Ⅲ
味生23号線2号橋	市道味生23号線	不明	2.4	5.8	RC	2016	Ⅲ	2021	Ⅲ
渡橋	市道三津浜12号線	1962	8.8	4.7	RC	2016	Ⅲ	2021	Ⅲ
潮見8号線1号橋	市道潮見8号線	不明	12.6	3	RC	2016	Ⅲ	2021	Ⅲ
花見川橋	市道堀江73号線	1981	14	12	PC	2016	Ⅲ	2021	Ⅲ
権現橋	市道堀江141号線	1964	9.5	6	RC	2016	Ⅲ	2021	Ⅲ
水道管橋	市道湯山66号線	1965	10	3	鋼橋	2016	Ⅲ	2020	Ⅲ

また、門型標識（「道路標識 門型式（箱トラス）松山環状線北部」と「道路標識 門型式（箱トラス）松山環状線南部」）と横断歩道橋（「バスターミナル東横断歩道

橋」と「新玉小学校西横断歩道橋」)に腐食が発見されている。

これらについては、今後の定期点検を踏まえ、劣化状況に応じた措置を講ずるべきである。



門型標識支柱基部の腐食



門型標識取付部の劣化



バスターミナル東横断歩道橋 支承付近の階段部主桁で腐食



(新玉小学校西横断歩道橋 防鳥パネル内床板腐食)

また、松山市道路附属物等長寿命化修繕計画の策定時に把握している俵原池トンネル及び空港地下道に関する今後の留意事項は、コスト縮減やコスト平準化に資すると思われるため、現時点での松山市の対応状況を検討したうえで意見を記載している。

- ① (指摘) 判定区分Ⅲが続いている橋梁について
- ② (意見) 門型標識に発生している腐食に対する早期措置の必要性
- ③ (意見) 横断歩道橋・歩道橋の腐食に対する劣化進行観察の必要性
- ④ (意見) 俵原池トンネルのひび割れ進展についての留意事項
- ⑤ (意見) 空港地下道の点検グループ分類化の必要性

(3) 施設維持管理計画/長寿命化修繕計画と財政負担のバランス

各インフラ資産の施設維持管理計画/長寿命化修繕計画等をもとに市が試算した維持管理・更新等に係る経費の計画額を検証した結果、一部の項目に不適当な点が見られた。

また、各施設の維持管理・修繕費の計画額（本報告書指摘反映後）を集計すると1年あたり約20億円の支出が見込まれるが、現在の市の一般会計における維持管理費支出実績は概ね13億円（約62%）程度にとどまっており、見込額どおりの支出を行うことは現実的に困難であると予想される。

【松山市公共施設等総合管理計画上の維持管理・修繕費（本報告書指摘反映後）】

(単位：百万円)

期間 (年度)	施設類型	維持管理・修繕費	備考
R3～R12	公共施設	7,246	
R3～R12	市道	7,147	見積り方法の見直し 反映後
H28～R7	河川	560	ポンプ場維持管理費 計上漏れ230追加
R3～R12	農業施設	2,682	
R4～R13	農業施設 (ため池整備事業防 災重点ため池)	2,800	
R3～R12	林道	167	
H28～R7	港湾施設	17	
H28～R7	漁港施設	250	
一般会計施設合計		20,869	

⇒全て10年分のため、単純平均（1年あたり）は 2,086 百万円

【維持管理費支出実績の推移】

(単位：百万円)

	令和2年度 決算	令和3年度 決算
維持管理費	1,317	1,344

約7億円/年の乖離

(出典：令和3年度 財政事情の公表 松山市の財政)

現在の市の財政状況を鑑みると、各種計画どおりの維持管理・修繕支出を実行する

ことは現実的ではなく、修繕できない期間が長期に及ぶと、各施設の安全性を担保できず、著しい劣化もしくは事故を誘発する要因となりうる。

この点、財政の持続可能性の確保を重視するとインフラ資産の維持修繕費が不十分になり、インフラ資産の安全性確保を重視すると財政政策上の増税や他分野の歳出削減が必要となるため、一方を立てれば他方が立たない二律背反（トレードオフ）の関係になっている。

そのため、両者の施策を調整することが必要であり、今後、市は財政的根拠と各施設の現状に基づく維持管理費とのバランスを踏まえ、施設維持管理計画/長寿命化修繕計画を更新し、進捗管理を実施することが求められる。

- ①（指摘）耐用年数経過時に単純更新した場合の金額等の算出方法の適正化
- ②（指摘）ポンプ場維持管理費の集計漏れについて
- ③（意見）維持管理・修繕費見込額と実績の乖離
- ④（意見）河川に関する今後 10 年間の維持管理・更新等に係る経費の更新未了

(4) 松山市道路施設維持管理計画見直しの必要性

監査対象となったインフラ資産の松山市道路施設維持管理計画/長寿命化修繕計画のうち、舗装修繕計画の短期5ヵ年計画（MMS計測¹含む）の見直しが実施されていなかった。

舗装修繕については、計画最終年度であった令和2年度末における短期5ヵ年計画の達成率は約40%、計画終了後における令和3年度末においても達成率は68%であった。担当課によれば、達成率100%になるには、あと2～3年を要する見込みである。

計画達成率約40%という状況を鑑みれば、計画期間中の達成は極めて困難なことは明白であり、現在進行している短期5ヵ年計画について早急に評価・見直しを行い、計画の修正あるいは新たな計画の策定を行うことが必要である。

また、松山市道路施設維持管理計画において、法面、盛土、擁壁、道路標識、道路照明については、平成28年度～令和2年度を期間とする点検維持管理計画、令和3年度～令和7年度を期間とする維持管理計画を策定するとある。しかし、実際にはこれらの計画は策定されていない。

双方とも計画通りに実務が行われていないため、早急な対応が求められる。

【今後のスケジュール】

	2015年	2020年	2025年
MMS計測の実施	← MMS計測 2016～2020 [5年]	見直し	← MMS計測 2021～2025 [5年] → 見直し
舗装	← 劣化予測式、短期計画 2016～2020 [5年]	見直し	← 劣化予測式、短期計画 2021～2025 [5年]
法面、盛土、擁壁 道路標識、道路照明	← 点検・維持管理計画 2016～2020 [5年]	← 2021～2025 [5年] 維持管理計画	見直し
その他施設	← 日常点検・補修 2016～2025 [10年]		見直し
松山市道路維持管理計画	← 松山市道路維持管理計画(案) 2016～2025 [10年]		見直し

(松山市道路施設維持管理計画から抜粋)

- ① (指摘) 舗装修繕計画の短期5ヵ年計画の見直し漏れ
- ② (指摘) 法面、盛土、擁壁、道路標識、道路照明の点検維持管理計画、維持管理計画の策定漏れ

¹ Mobile Mapping System の略称。MMSはレーザスキャナ、フレームカメラ、全方位カメラ、GNSS/IMU、DMI等を搭載した車両を走行させるだけで道路画像やレーザデータを取得できるシステムである。

(5) 固定資産台帳記載事項のチェック体制及び公表情報について

固定資産台帳は、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割を果たすとともにインフラ施設を含めた地方公共団体の保有する財産（固定資産）の適切な管理及び有効活用に役立つことが期待されているところ、一部の記載に誤りが発見されている。

主な原因は所管課における該当支出の抽出と管財課への報告漏れによるものである。所管課の報告漏れを管財課において検出することは困難であるため、各所管課で財務システムを入力する場合、一定金額を超える支出は固定資産計上に紐づく入力管理ルールを設定するなど、もれなく建設仮勘定に計上すべき支出金額を管財課にて抽出把握できる仕組みが必要である。

また、公表用の固定資産台帳は内部用の固定資産台帳よりも大幅に情報が絞られており、年度末時点の情報のみが記載され、増減情報は記載されていない。また、減価償却累計額は記載されているものの、当年度の減価償却費は記載されていない。当該情報は、附属明細書や行政コスト計算書の内訳情報として当年度の状況把握や決算分析に有用なため、増減情報及び減価償却費も記載するのが望ましい。

- ①（指摘） 工作物の固定資産台帳への計上漏れ
- ②（指摘） 建設仮勘定の計上漏れ
- ③（指摘） 建設仮勘定の過大計上
- ④（指摘） 適切でない耐用年数の適用
- ⑤（意見） 公表用固定資産台帳の情報拡充

2. 指摘事項及び意見事項の一覧

指摘事項

NO.	記載場所	主な所管課	項目	頁
1	第4章 固定資産台帳管理	管財課	工作物の固定資産台帳への計上漏れ	54
2	第4章 固定資産台帳管理	管財課	建設仮勘定の計上漏れ	60
3	第4章 固定資産台帳管理	管財課	建設仮勘定の過大計上	61
4	第4章 固定資産台帳管理	管財課	適切でない耐用年数の適用	67
5	第5章 インフラ資産に関する公共施設マネジメント総論	道路河川管理課	耐用年数経過時に単純更新した場合の金額等の算出方法の適正化	74
6	第5章 インフラ資産に関する公共施設マネジメント総論	管財課	ポンプ場維持管理費の集計漏れについて	75
7	第6章 道路橋梁管理	道路河川管理課	市管理橋梁の点検漏れ	80
8	第6章 道路橋梁管理	道路河川管理課	判定区分Ⅲが続いている橋梁について	85
9	第6章 道路橋梁管理	道路河川管理課	道路維持管理に関する路面性状調査（MMS計測）の評価及びあり方の検討	91
10	第6章 道路橋梁管理	道路河川管理課	舗装修繕計画の短期5ヵ年計画の見直し漏れ	93
11	第6章 道路橋梁管理	道路河川管理課	法面、盛土、擁壁、道路標識、道路照明の点検維持管理計画、維持管理計画の策定漏れ	96
12	第6章 道路橋梁管理	道路河川管理課	新玉10号線（JR松山駅東側）の保全不備	98

意見事項

NO.	記載場所	主な所管課	項目	頁
1	第4章 固定資産台帳管理	管財課	公表用固定資産台帳の情報拡 充	70
2	第5章 インフラ資産に関 する公共施設マネ ジメント総論	道路河川管理課	維持管理・修繕費見込額と実 績の乖離	76
3	第6章 道路橋梁管理	道路河川管理課	道路施設維持管理データベー スの構築	97
4	第6章 道路橋梁管理	道路河川管理課	市民からの通報の活用	99
5	第7章 道路施設（大型構 造物）	道路河川管理課	門型標識に発生している腐食 に対する早期措置の必要性	117
6	第7章 道路施設（大型構 造物）	道路河川管理課	横断歩道橋・歩道橋の腐食に 対する劣化進行観察の必要性	119
7	第7章 道路施設（大型構 造物）	道路河川管理課	俵原池トンネルのひび割れ進 展についての留意事項	123
8	第7章 道路施設（大型構 造物）	道路河川管理課	空港地下道の点検グループ分 類化の必要性	124
9	第8章 河川管理	道路河川整備課	河川に関する今後10年間の維 持管理・更新等に係る経費の 更新未了	130

第3章 包括外部監査の結果と意見（管理運営業務）

1. インフラ施設の内容と監査の範囲

(1) インフラの定義

「インフラ」は「インフラストラクチャー」を略した言葉で、英語の infrastructure である。一般に、「インフラ」という場合、道路や下水道等の物理的なものが想定される。例えば広辞苑（第6版）では、インフラは「産業や社会生活の基盤となる施設。道路・鉄道・港湾・ダムなど産業基盤の社会資本、および学校・病院・公園・社会福祉施設等の生活関連の社会資本など。」とされている。

(2) 地方自治法における公有財産の定義

インフラを含む公有財産として、地方自治法第 237 条第 1 項によれば、『「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。』と定義され、同法第 238 条第 1 項において、『「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。』とされている。

- | | |
|---|--|
| 一 | 不動産 |
| 二 | 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機 |
| 三 | 前二号に掲げる不動産及び動産の従物 |
| 四 | 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利 |
| 五 | 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利 |
| 六 | 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利 |
| 七 | 出資による権利 |
| 八 | 財産の信託の受益権 |

公有財産は、行政財産と普通財産に分類される（地方自治法第 238 条第 3 項）。公有財産の分類の概要は下表のとおりである。

公有財産の分類

行政財産 普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産	公用財産 松山市が事務又は事業を執行するために直接使用することを目的とする財産	庁舎 消防施設 など
	公共用財産 住民の一般的共同利用に供することを目的とする財産	学校 図書館 公民館 公営住宅 公園 など
普通財産 行政財産以外の一切の公有財産		

（上表は平成 26 年度豊中市包括外部監査の結果報告書を参照して作成）

（i）行政財産

行政財産は、行政目的達成のために使用される財産であり、地方自治法第 238 条の 4 において、原則として、私法上の関係において運用することが禁止されている。

（ii）普通財産

普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。普通財産は、特定の行政目的のために供されるものではなく、一般人と同じ立場でこれを保持し、その管理処分から生じた収益をもって地方公共団体の財源に充てることを主目的とするものである。貸付け、交換、売り払い、譲与、もしくは出資の目的とし、または、これに私権を設定することができる。とされる。

(3) 地方公会計制度におけるインフラ資産の定義

地方公会計制度では資産を金融資産とそれ以外の非金融資産（固定資産）に区分しており、固定資産のうち有形固定資産を「事業用資産」、「インフラ資産」及び「物品」に分類しており²、「インフラ資産」を「システムまたはネットワークの一部であること、性質が特殊なものであり代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約を受けることといった特徴の一部または全てを有するものであり、例えば道路ネットワーク、下水処理システム、水道等が該当します。」としている。

この点、地方自治法の公有財産の区分方法と異なるため、総務省の「「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」別表において、下記の整理がなされている。

別表B1 事業用資産とインフラ資産の区分表

分類	例示	注	資産の区分	
			事業用資産	インフラ資産
1 行政財産				
1 公用財産				
1 庁舎	本庁、支所		○	
2 その他公用施設	職員宿舎		○	
2 公共用財産				
1 福祉施設				
1 社会福祉施設	老人ホーム、母子福祉センター		○	
2 児童福祉施設	保育所、児童館、児童自立施設		○	
2 公衆衛生施設				
1 公衆衛生施設	診療所、保健所		○	
2 清掃施設	じん芥処理施設、し尿処理施設			○
3 農林水産業施設				
1 農業関係施設	農業試験場、ポンプ施設	農道を除く		○
2 林業関係施設		林道、一部の山林を除く		○
3 水産業関係施設		漁港を除く		○
4 商工観光施設				
1 商工施設		公営事業を除く	○	
2 観光施設		公営事業を除く	○	
5 道路	地方道、農道、林道、橋りょう			○
6 河川	河川、池沼			○
7 港湾	港湾、漁港			○
8 公園	都市公園、児童公園			○
9 住宅	公営住宅	職員住宅を除く	○	
10 防災	護岸、治山			○
11 教育施設				
1 学校	小学校、中学校、高校、幼稚園		○	
2 社会教育施設	図書館、市民会館		○	
3 給食施設	給食センター		○	
4 教員住宅			○	
12 公営事業				
1 上水道施設	簡易水道、飲料水供給施設			○
2 下水道施設	都市下水道、集落排水施設			○
3 病院			○	
4 その他公営事業関係施設	公営競技施設、観光施設、駐車場	電気・ガスはインフラ資産	△	△
2 普通財産				
1 土地				
1 売却可能土地			○	
2 その他			○	
2 その他普通財産			○	

注1)「△」印は、具体的なケースに即して判断する。

² 総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」91

(4) 監査の範囲

今回のテーマである「インフラ施設（一般会計施設）の管理運営に関する財務事務の執行について」で対象とするインフラ施設は、上記地方公会計制度における有形固定資産に属するインフラ資産としており、その中でも一般会計施設に限定し、主に道路、河川、港湾、漁港とした。

なお、一般会計施設には農業施設（農道・農業水利施設）と林道が含まれるが、両施設共に平成30年度包括外部監査報告書「地域経済及び地域産業の活性化に係る事業の事務の執行及び運営管理について 第8章 包括外部監査の結果と意見（農林土木関係）」にて事業全体にわたって監査が実施されていたため、本年度の監査の範囲からは除外した。

(5) 松山市のインフラ施設の状況（監査対象施設）

令和4年4月時点でのインフラ施設の状況は以下の通りである。

施設の現況（令和4年4月1日現在）-都市生活サービス課提出資料より

種別	施設の内訳		施設数等
市道	道路	路線数	6,768 路線
		実延長	1,808.6 km
		舗装延長	1,726.1 km
		道路部面積	9.5 km ²
	道路橋梁	橋数	1,192 橋
		橋長	12,647.3m
	トンネル	個数	3 個
		延長	671.0m
	大型カルバート	個数	2 個
		延長	457.9m
	横断歩道橋及び歩道橋	橋数	20 橋
		延長	908.7m
	門型標識	基数	7 基
河川	準用河川	河川数	10 河川
		延長	18.4 km
港湾	港数	2 港	
漁港	漁港数	24 港	

年次別整備状況

①市道

道路トンネル

名称	路線名	設置場所	設置年月
大友山トンネル	久谷 192 号線	西野町	平成 25 年 10 月
つづら川トンネル	久谷 81 号線	久谷町	平成 10 年
辻堂トンネル	大浦～吉木線	中島大浦	昭和 46 年 3 月

大型カルバート

名称	路線名	設置場所	設置年月
俵原池トンネル	俵原池線	才之原	平成 4 年
松山空港地下道	生石 169 号線	南吉田町	昭和 46 年

横断歩道橋及び歩道橋

名称	路線名	設置場所	設置年月
バスターミナル東横断歩道橋	中之川通線	湊町四丁目	昭和 44 年 3 月
平和通り横断歩道橋	中央循環線	平和通一丁目	昭和 46 年 3 月
新玉小学校西横断歩道橋	松山駅前竹原線	千舟町八丁目	昭和 47 年 3 月
松山西警察署前横断歩道橋	大可賀道後松山港線	須賀町	昭和 48 年 3 月
新玉小学校北横断歩道橋	千舟町高岡線	千舟町八丁目	昭和 49 年 3 月
朝生田東横断歩道橋	松山環状線南部	朝生田町一丁目	昭和 50 年 3 月
朝生田西横断歩道橋	松山環状線南部	朝生田町四丁目	昭和 50 年 3 月
立花駅東横断歩道橋	市役所前天山線	立花二丁目	昭和 53 年 9 月
土居田東横断歩道橋	松山環状線西部	土居田町	昭和 57 年 4 月
土居田西横断歩道橋	松山環状線西部	土居田町	昭和 57 年 4 月
土居田西歩道橋（1号橋）	松山環状線西部	土居田町	昭和 58 年
土居田西歩道橋（2号橋）	松山環状線西部	土居田町	昭和 58 年
土居田西歩道橋（3号橋）	松山環状線西部	土居田町	昭和 58 年
土居田西歩道橋（4号橋）	松山環状線西部	土居田町	昭和 58 年
ひばりヶ丘跨線橋	宮前 99 号線	古三津三丁目	昭和 42 年
和気駅跨線橋道路橋	和気 27 号線	馬木町	昭和 46 年
伊予北条跨線橋	長沢川線	土手内	昭和 46 年
古照横断歩道橋	松山環状線西部	南江戸三丁目	昭和 63 年
朝美側道橋（下り）	松山環状線西部	朝美二丁目・美沢二丁目	平成 6 年 12 月
朝美側道橋（上り）	松山環状線西部	朝美二丁目・美沢二丁目	平成 6 年 12 月

門型標識

路線名	設置場所	設置年月
松山環状線西部	南江戸三丁目	平成元年
松山環状線西部	衣山一丁目	平成 10 年
千舟町高岡線	南江戸三丁目	平成 8 年
松山環状線北部	中央二丁目	平成 9 年
松山環状線南部	朝生田町四丁目	平成 4 年
松山環状線南部	朝生田町三丁目	平成 14 年
松山環状線西部	空港通二丁目	平成 8 年

②河川

河川名	河川延長	準用河川への指定年月日
太山寺川	2.110 キロメートル	昭和 51 年 3 月 22 日
堂之元川	0.8659 キロメートル	昭和 57 年 10 月 1 日
三反地川	2.3355 キロメートル	昭和 57 年 10 月 1 日
村中川	0.870 キロメートル	昭和 57 年 10 月 1 日
久保田川	1.0553 キロメートル	昭和 57 年 10 月 1 日
草葉川	1.9356 キロメートル	昭和 61 年 3 月 1 日
光正寺川	2.908 キロメートル	昭和 61 年 3 月 1 日
傍示川	1.955 キロメートル	昭和 61 年 3 月 1 日
天王川	2.334 キロメートル	昭和 61 年 3 月 1 日
長沢川	2.120 キロメートル	昭和 56 年 7 月 3 日

③港湾施設

施設名	施設種類	構造形式	竣工年	
堀江港	一文字防波堤	外郭	重力式混成堤	昭和 47 年
	東防波堤	外郭	傾斜堤	昭和 47 年
	堀江 1 号護岸	外郭	重力式	昭和 12 年
	堀江 2 号護岸	外郭	重力式	昭和 12 年
	堀江 3 号護岸	外郭	重力式	昭和 39 年
	防潮堤	外郭	重力式	昭和 32 年
	胸壁	外郭	重力式	平成 16 年
	堀江 1 号物揚場	係留	重力式	昭和 45 年
	堀江 2 号物揚場	係留	重力式	昭和 50 年
	堀江浮棧橋	係留	浮函式	昭和 21 年
	堀江緑地			平成 26 年
	堀江港休憩所			平成 24 年
西中港	A 防波堤	外郭	重力式混成堤	昭和 51 年
	A 号導流堤	外郭	傾斜堤	昭和 59 年
	B 号導流堤	外郭	重力式	不明
	A 護岸	外郭	重力式	昭和 53 年
	B 護岸	外郭	重力式	不明
	C 護岸	外郭	重力式	昭和 56 年
	D 護岸	外郭	重力式	昭和 46 年
	E 護岸	外郭	重力式	昭和 50 年
	F 護岸	外郭	重力式	不明
	G 護岸	外郭	重力式	昭和 52 年
	H 護岸	外郭	重力式	昭和 52 年
	I 護岸	外郭	重力式	昭和 58 年
	1 号樋門	外郭	単扉式	昭和 52 年
	2 号樋門	外郭	単扉式	昭和 60 年
	西中港物揚場	係留	重力式	昭和 52 年
	-4.0m 物揚場	係留	可動橋	平成 22 年
	A 船揚場	係留	突堤式	昭和 52 年
西中港臨港道路	臨港交通	地表式	昭和 52 年	

	饒・野積場		昭和52年
	西中緑地		昭和51年

④漁港施設

施設名	施設種類	漁港の指定年月日	
浅海漁港	外郭・係留・水域施設	昭和29年10月30日	
大浦漁港	外郭・水域・輸送施設	昭和30年10月21日	
安居島漁港	外郭・係留・水域施設	平成6年3月31日	
柳原漁港	外郭・係留・水域施設	昭和27年5月28日	
磯河内漁港	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和51年6月12日	
小川漁港	外郭・係留・水域施設	昭和27年5月28日	
高浜漁港	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和28年12月28日	
堀江漁港	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和32年3月30日	
馬磯漁港	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和30年10月21日	
泊漁港	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和27年12月29日	
御手洗漁港	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和30年10月21日	
鷺ヶ巣漁港	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和27年12月29日	
釣島漁港	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和33年6月5日	
北浦漁港	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和30年10月21日	
野忽那漁港	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和27年5月28日	
睦月漁港	梅ノ子	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和27年5月28日
	睦月		
長師漁港	長師	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和29年10月30日
	宮野		
神ノ浦漁港	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和27年12月29日	
饒漁港	宇和間・熊田	外郭・係留・水域・航行補助施設等	昭和33年2月19日
	吉木	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和27年5月28日
	饒	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和26年8月21日
	畑里	外郭・係留・水域・航行補助施設	昭和33年2月19日
	大泊	外郭・係留・航行補助施設等	昭和33年2月19日
	粟井	外郭・水域・航行補助施設等	昭和33年2月19日
上怒和漁港	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和29年10月30日	
元怒和漁港	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和27年5月28日	
津和地漁港	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和27年12月19日	
二神漁港	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和27年5月28日	
由利漁港	外郭・係留・水域施設	昭和27年5月28日	

2. 松山市における公有財産の管理規程

公有財産の管理に関連する主な諸法令・諸規程等

① 地方財政法第8条

地方財政法において、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならないと定められている。

② 地方自治法第九章第九節以下 財産関連

地方自治法は、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的として定められたものである。第九章第九節に公有財産の範囲及び分類、財産の管理及び処分等の大綱が定められている。

③ 地方自治法施行令第五章第八節以下 財産関連

上記②地方自治法の施行令である。

④ 松山市財務会計規則第298条以下

松山市財務会計規則は、松山市の財務会計事務の公正確実かつ能率的な運営を期するため、法令、条例又は他の規則に定めるもののほか、その事務執行に関し必要な事項を定めたものである。第298条以下は、特に松山市の公有財産の取得・処分・所管換え等の管理事務について定めている。

⑤ 松山市用地事務取扱規則

用地事務取扱規則は、法令に特別の定めがあるもののほか、松山市が必要とする土地等の取得等およびこれに伴う損失の補償に関する事務の取扱について定めたものである。土地の評価や建築物等の評価、その他の権利の評価方法等について定めている。

⑥ 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例は、松山市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関するルールを定めたものである。

⑦ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例は、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決に付さなければならない契約を定めている。松山市では、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負契約について、予定価格6,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売払い（土地については、1件5,000㎡以上のものに限り）又は不動産の信託受益権の買入れもしくは売り払いについて、議会の議決に付す必要がある旨を定めている。

⑧ 普通財産売払一般競争入札実施要領

普通財産売払一般競争入札実施要領は、法令に定めるもののほか、松山市所有の普通財産である土地又は建物の一般競争入札による売り払いについて定めたものである。

⑨ 松山市公有林野官行造林条例

松山市公有林野官行造林条例は、国が造林する公有林野について必要な事項を定めたものである。造林に係る樹木は、国と松山市の共有とし、その収益分収の歩合は国、松山市各2分の1ずつとすることを定めている。

⑩ 旧慣財産※等の管理等に関する規則

旧慣財産等の管理等に関する規則は、旧慣財産及び部落有財産の管理等に関し必要な事項を定めるものである。

※旧慣財産とは、旧来の慣行により松山市の住民の中で特に公有財産を使用する権利を有する財産をいう。

⑪ 松山市法定外公共物※管理条例

松山市法定外公共物管理条例は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、法定外公共物の管理及びその適正な利用を図るために必要な事項を定め、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする条例である。

※法定外公共物とは、現に公共の用に供されている市所有の道路、堤、河川、水路、ため池その他これらに類するもののうち、道路法、河川法、下水道法その他特別の法令の適用または準用を受けないものをいう。

⑫ 松山市法定外公共物管理条例施行規則

松山市法定外公共物管理条例施行規則は、松山市法定外公共物管理条例の施行にあたって必要な事項を定めた規則である。法定外公共物の使用許可申請等に係る規則を定めている。

⑬ 松山市法定外公共物処分規則

松山市法定外公共物処分規則は、法定外公共物の用途廃止や処分に係る取扱を定めた規則である。

⑭ 松山市行政財産の使用料徴収条例

松山市行政財産の使用料徴収条例は、別に定めるものを除くほか、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき行政財産の使用を許可した場合における使用料及びその徴収の方法等に関し必要な事項を定めたものである。土地及び建物使用料の年額は、当該土地及び建物の評価額のうち土地については100分の4、建物については100分の4.4を乗じて得た額と定めている。（電柱その他の物件を除く。）

3. インフラ施設管理事務の体制

本項については松山市監査委員により令和2年4月21日に公表された令和元年度行政監査結果報告書「公有財産及び基金の管理について」に詳しいため、これに変更がないことを松山市へのヒアリングにより確かめた上で転載している。

(1) 公有財産管理事務の所管

インフラ資産を含む公有財産は、松山市財務会計規則（昭和39年規則第11号。以下「財務会計規則」という。）で財産の分類により所管が定められており、行政財産は事務事業所管課が管理し、普通財産は管財課又は関係課が管理することとされている。（財務会計規則第300条）

(2) 公有財産管理事務の統括

松山市事務分掌規則（平成12年規則第8号）により、公有財産の統括維持管理は管財課の所掌事務とされている。

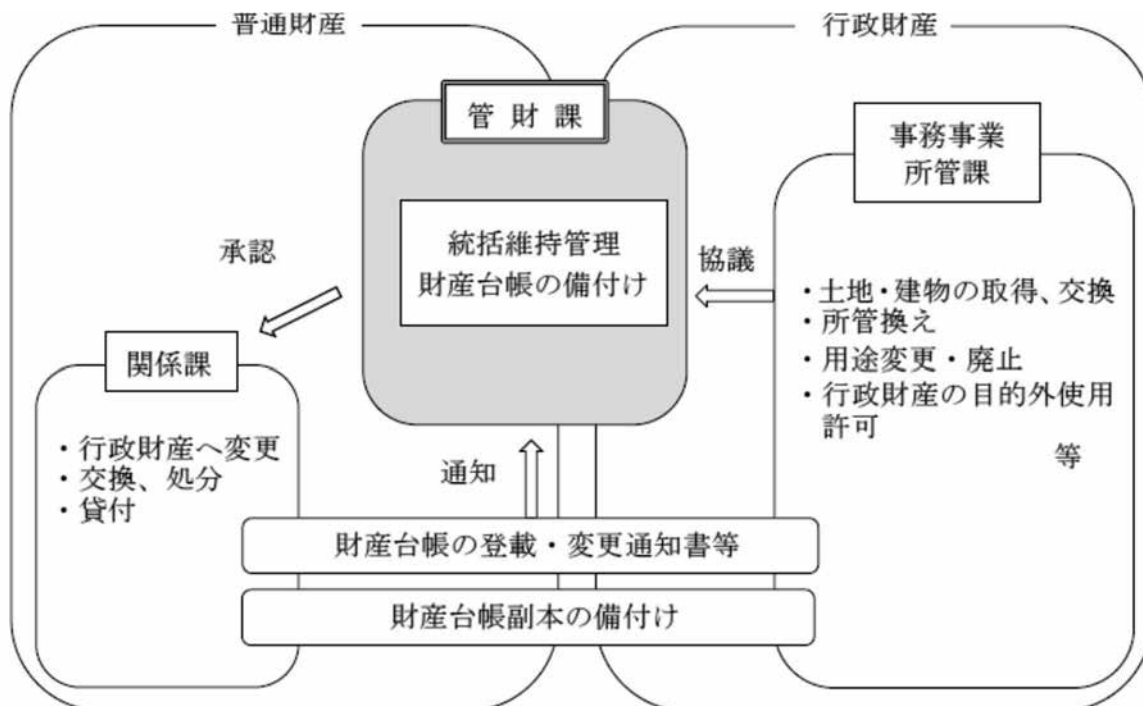
また、管財課長は、公有財産の効率的運用を図り、その取得、管理及び処分 of 適正を期するため、その事務を統一し、必要な調整統括をしなければならないとされている。（財務会計規則第299条）

管財課が統括管理する公有財産事務（以下「公有財産統括管理事務」という。）は、次のとおりである。

公有財産統括管理事務一覧

事務の内容	財務会計規則
行政財産とする土地・建物取得時等に係る各課からの協議に関する事	第301条
普通財産の管理・処分等に関する事務の承認に関する事	第302条
財産台帳の登載・変更通知書等に関する事	第303条
所管換えに伴う公有財産引継書に関する事	第304条
財産台帳の備付け	第329条

公有財産管理事務の体制



(3) 公有財産統括管理事務の運営状況

公有財産について財務会計規則第 332 条に掲げる事項³を生じたときは、当該公有財産を管理する課の課長は、財産台帳の登載・変更通知書（財務会計規則第 105 号様式）により管財課長に通知しなければならない。（財務会計規則第 303 条）

また、各課長は公有財産の所管換えをするときは、公有財産引継書（財務会計規則第 106 号様式）に必要な事項を記入し、関係書類を添付して所管換えを受ける課の課長及び管財課長に送付しなければならない。（財務会計規則第 304 条）

これらの事務の管理のため、管財課では、庁内ポータル※に様式及び記載例等を公開し、施設ごとに財産台帳の登載・変更通知書等を提出するよう各課等へ周知を図っている。また、各課等長からの通知書等の提出漏れを防止するため、毎年度出納閉鎖日までに各課等へ文書を通知し提出を促している。

※「庁内ポータル」とは、市役所サーバー上の共有フォルダである。

³ 第 332 条 公有財産が次の各号のいずれかに該当するときは、ただちにその理由、年月日、その他必要な事項を台帳に記載しなければならない。

- (1) 取得または処分したとき。
- (2) 区分または種類の変更があつたとき。
- (3) 用途の変更があつたとき。
- (4) 増改築，修築，天災事変その他の理由により形質または価格に変動があつたとき。
- (5) 土地の分合，地目変換，地積訂正，その他の重要な事実が発生したとき。

4. 貸付手続の検証

(1) 事務概要

松山市のインフラ施設を含む公有財産の貸付手続は、松山市財務会計規則等によると以下のとおりである。

① 行政財産の目的外使用

行政財産であっても、公用または公共用に供するため特に必要と認められる場合などには、その用途又は目的を妨げないと認める場合で、かつ、当該使用が松山市の事務事業と密接な関連を持ち、もしくはその円滑な執行に寄与するもの、または公益上必要な場合に限り、目的外使用を行うことができる。

行政財産の目的外等使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書を市長に提出しなければならない。松山市は、当該申請書の提出があった場合、その内容を審査し適当と認めるときは、行政財産の目的外等使用を許可する。

② 普通財産の貸付

普通財産とは、地方公共団体が保有する公有財産のうち行政財産とされない一切の財産をいう（地方自治法 238 条 4 項）。普通財産は、行政目的のために活用されていない資産であるので貸付対象とすることが可能である（地方自治法 238 条の 5 第 1 項）。

松山市において普通財産を貸付けるときは、管財課長の承認を受け、契約書を作成しなければならない。契約書には使用目的、期間、貸付料の納付の時期・方法などが記載されなければならない。

③ 貸付料

普通財産の土地の貸付料の額は、土地の適正な価格に 100 分の 4 を乗じて得た額（年額）により算出して得た額を基準として、貸付条件、貸付財産の収益性、近隣地域又は類似地域の貸付料水準その他の事情を考慮して算出した額とする。

④ 無償・減額貸付

普通財産は次のいずれかに該当するときは無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

・他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき。

・地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付を受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。

・島又は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に定める辺地若しくはこれに準じる地域の振興に資するため市長が特に必要があると認めるとき。

（財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 4 条）

⑤ 土地貸付台帳

土地の貸付内容に特化した台帳として、管財課において土地貸付台帳が作成されている。松山市財務会計規則では台帳記載事項に貸付に関する定めはなく、条例や規則により作成を義務付けられていない任意で作成した台帳という位置づけである。

松山市財務会計規則第 105 号様式により、財産の貸付に関する事案は管財課長への通知事項であるとされている。そのため松山市としては貸付に係る情報は少なくとも何らかの形で管理していく必要があるという考えから土地貸付台帳が作成されている。

(2) 監査の視点

監査の視点は下記のとおりである。（日本公認会計士協会が公表している公会計委員会研究報告第 13 号「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例集（その 2）」を参考とした。）

- ・貸付が適法に行われているかどうか
- ・貸付の理由は適切かどうか
- ・貸付財産について契約書の貸付期間、貸付料その他貸付条件は妥当かどうか
- ・無断使用、転貸、用途変更等の有無及び防止の措置方法は適切かどうか
- ・貸付契約の管理方法（台帳・契約書等の整備）は適切かどうか

(3) 検討内容

① 概要

監査対象の担当課にインフラ施設で貸付けている土地がないことを質問で確認した。さらに、令和 2 年度の固定資産台帳において、資産負債区分名称「インフラ資産/土地」のうち資産名称等に「貸付」の記載がないことを検証した。

また、平成 21 年度に道路用地に事業用借地権が設定された下記 4 つの物件について、関連書類を閲覧し、用途廃止によって行政財産から普通財産へ切り替え、事業用借地権が設定されていることを確かめた。

- ・ 松山市平田町 1409 番 公衆用道路 587.33 m²
- ・ 松山市平田町 1416 番 公衆用道路 558.99 m²
- ・ 松山市平田町 1422 番 公衆用道路 547.22 m²
- ・ 松山市平田町 1434 番 公衆用道路 582.92 m²

② 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

5. 未利用地管理の検証

(1) 未利用地の有効活用の取組み

松山市は、松山市公共施設マネジメント基本方針に基づく、具体的な取組みの1つとして、「低稼働施設や未利用施設の有効活用」を挙げており、その中でも未利用地の有効活用は継続的な重要なテーマとなっている。

未利用地の有効活用にあたって、まず未利用地を洗い出す必要があるが、松山市では、管財課から各部局に未利用地調査を依頼し、報告があった未利用地のうち利活用見込みのあるものを抽出し、検討対象となる未利用地を取りまとめ「未利用地一覧表」の作成をしている。この「未利用地一覧表」は、松山市公共施設マネジメント基本方針に基づく松山市公共施設マネジメント推進委員会に毎年度、報告されている。

(2) 未利用地と財産分類（行政財産・普通財産）の関係

松山市の所有する土地は行政目的達成のために使用される財産である行政財産と、それ以外の普通財産に分類される。未利用地は、行政目的に使用されていないため、基本的には、普通財産として分類されるべきものである。そのため、未利用地調査等の結果、利活用の見込みがないものは、その時点で速やかに「行政財産の用途廃止」を行い、普通財産に変更する。なお、未利用地は、未利用地調査等の結果、他の行政目的で利活用することになる場合もあり、その場合は行政財産から他の用途に「行政財産の用途変更」を行うこととなる。

行政財産の用途変更又は廃止する際は、当該公有財産を所管する課の課長は、管財課長に協議しなければならないとされ、協議の結果、用途の変更又は廃止することとなった場合は、行政財産の用途変更（廃止）報告書を管財課長に提出し、公有財産台帳の財産区分が変更される。

(3) 普通財産と所管課の関係

未利用地の普通財産への分類に関連し、普通財産の所管について説明する。

普通財産は、原則、管財課の所管とされる。ただし、次に掲げる場合は、関係課に管理させることが可能である。

- ・使用に耐えない建物、工作物等が存するとき。
- ・他の財産と交換するとき。
- ・その他関係課の事務事業に密接に関連がある等の理由により管財課において管理することが適当でないと認められるとき

なお、実務上は、土地の境界が確定しておらず所管換えに際して条件が整備されていない場合などもある（1つ目の「使用に耐えない建物、工作物等が存するとき。」に含まれる）。また、所管換えのタイミングとしては、通常、未利用地調査等の結果、使用用途があった場合は他部局へ所管換えし、用途がなかった場合は境界確認を行った後に、普通財産への用途変更とともに管財課へ所管換えされる。

(4) 監査の視点

監査の視点としては下記のとおりである。（日本公認会計士協会が公表している公会計委員会研究報告第13号「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例集（その2）」を参考としている。）

- ・未利用地一覧表を閲覧し有効利用の検討が行われているかどうか。
- ・未利用地について行政財産と普通財産の区分が妥当かどうか。
- ・未利用地の経緯、現況及び今後の対策等に関して証憑書類を査閲し、関係者へヒアリングを行い、必要に応じて現場視察を行う。

(5) 検討内容

① 松山市の管理状況の整理

松山市公共施設マネジメント推進委員会は、毎年度11月頃に開催されている。同委員会での未利用地検討状況を確認するために、松山市公共施設マネジメント推進委員会の議事録及びその委員会に提出された資料を閲覧した。

令和3年度の松山市公共施設マネジメント推進委員会における未利用地の検討状況のうち、インフラ施設に関連する物件は下記の一件のみである。

- ・空港港湾課管理地 中須賀三丁目 2916-52 面積 154.84 m²

本件土地について、松山市は令和3年度に最低売却価格を836万円として売却手続きを実施したが入札がなく、引き続き、売却手続きもしくは利活用の検討を行う方針となっている。

② 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

6. インフラ施設の維持・管理に関する委託契約の検証

(1) 維持・管理に関する委託業務

地方公共団体は、諸種の事務事業を行っているが、本質的に地方公共団体自身が行わなければならないものは別として（自治法第 252 条の 14 の例外がある。）、それ以外の事務事業については、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせることができる。

そのため、インフラ施設の維持・管理は、地方公共団体が直接実施するよりも、他の者に実施させることの方が効率的な点検や清掃等の一部業務を委託している。

・令和 3 年度の支出費目に占めるインフラ施設※の維持管理に係る委託料割合

目	委託料 (A) (単位：千円)	目支出合計 (B) (単位：千円)	委託料の割合 ((B) ÷ (A))
道路橋梁維持費	325,680	1,155,456	28.1%
河川改修費	1,510	22,839	6.6%
港湾管理費	39,027	471,107	8.3%

※今回の監査対象分に限る

(2) 監査の視点

監査の視点は下記のとおりである。（日本公認会計士協会が公表している公会計委員会研究報告第 11 号「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例集」を参考としている。）

- ・契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。
- ・委託理由に合理性はあるか。
- ・委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
- ・委託料の算定方法は適正か。
- ・委託契約は適法であり、支払いは正確か。
- ・委託業は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。
- ・当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。
- ・委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

(3) 検討内容

インフラ施設の維持・管理に関する予算決算額のうち、道路橋梁維持費、河川改修費、港湾管理費の中から、13,000 千円以上の負担行為額の案件を抽出し、支出命令までの一連の関連資料を閲覧、検証した。

・道路環境管理事業 土木費-道路橋梁費-道路橋梁維持費 - 委託料

No.	相手方名称	摘要	支出負担行為額
①	株式会社新開発	市道街路樹管理業務委託（東部エリア）	19,030,000
②	新松園	市道街路樹管理業務委託（北部エリア）	17,050,000
③	瀬戸内環境開発株式会社	市道街路樹管理業務委託（中心部エリア）	21,450,000
④	公益社団法人松山市シルバー人材センター	令和3年度 松山市道路区域草刈等業務委託	22,831,569

・橋梁補修工事事業 土木費-道路橋梁費-道路橋梁維持費 - 委託料

No.	相手方名称	摘要	支出負担行為額
⑤	株式会社芙蓉コンサルタント	松山市道路橋梁定期点検調査業務委託（その1）	19,800,000
⑥	南海測量設計株式会社	松山市道路橋梁定期点検調査業務委託（その2）	15,950,000
⑦	共立工営株式会社	禊橋外3橋橋梁補修調査設計業務委託	13,420,000

抽出サンプルについては、入札状況や契約金額変更内容についても検証を実施した。

① 市道街路樹管理業務委託（東部エリア）

・入札の概況

委託内容	松山市道に植栽された街路樹の維持管理業務を年間委託し、街路樹の適正な維持管理に努めるもの。
入札方法	指名競争入札
落札業者名	新松園
落札価格	17,300,0000円
低入札調査基準価格	-
最低制限価格	なし
入札参加者数	14社

変更内容	変更理由
変更日：令和4年3月4日 契約金額（税込）： 変更前 19,030,000円 変更後 20,090,400円 （1,060,400円増）	剪定作業において作業の安全性を確保するために交通誘導員を63人増員し、その他数量を精査し増額変更となったため。 路線数 21路線 緑地帯 1か所 高木・中木 2,164本 寄植 4,373㎡ 剪定（高木・中木）1,943本 剪定（寄植）3,894㎡ 防除（寄植）138㎡

・監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった

② 市道街路樹管理業務委託（北部エリア）

・入札の概況

委託内容	松山市道に植栽された街路樹の維持管理業務を年間委託し、街路樹の適正な維持管理に努めるもの。
入札方法	指名競争入札
落札業者名	新松園
落札価格	15,500,000 円
低入札調査基準価格	-
最低制限価格	なし
入札参加者数	13 社

変更内容	変更理由
変更日：令和 4 年 3 月 4 日 契約金額（税込）： 変更前 17,050,000 円 変更後 17,174,300 円 （124,300 円増）	当初想定よりも剪定ゴミが多く発生したことに加えて、その他数量を精査し増額変更となったため。 路線数 32 路線 緑地帯 5 か所 高木・中木 1,675 本 寄植 4,139 m ² 剪定（高木・中木）1,673 本 剪定（寄植）4,298 m ²

・監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

③ 市道街路樹管理業務委託（中心部エリア）

・入札の概況

委託内容	松山市道に植栽された街路樹の維持管理業務を年間委託し、街路樹の適正な維持管理に努めるもの。
入札方法	指名競争入札
落札業者名	瀬戸内環境開発株式会社
落札価格	19,500,000 円
低入札調査基準価格	-
最低制限価格	なし
入札参加者数	13 社

変更内容	変更理由
変更日：令和 4 年 3 月 4 日 契約金額（税込）： 変更前 21,450,000 円 変更後 22,294,800 円 （844,800 円増）	樹木調査に基づき数量を精査した結果、増額変更。 路線数 22 路線 緑地帯 6 か所 高木・中木 1,711 本 寄植 2,033 m ² 剪定（高木・中木）1,555 本 剪定（寄植）2,043 m ² 防除（高木・中木）85 本 防除（寄植）645 m ² 防除（樹幹注入）99 本

・監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

④ 松山市道路区域草刈等業務委託契約

・入札の概況

委託内容	道路区域の草刈等を行い安全で快適な道路環境の保全を図るもの。 ○機械による除草作業（草刈） ・年2回実施路線 90,324 m ² ・年1回実施路線 39,522 m ² ○手狩による除草作業（除草） ・年2回実施路線 27,751 m ² ・年1回実施路線 3,423 m ² ○落葉清掃 3路線 5,680 m ² （中央循環線・花園町線・三番町線） ○集草 ○剪定・枝打ち・伐採 ○積込・運搬
委託を行う理由	本業務にて実施する除草箇所は、延長・面積ともに広範囲であるため、直営作業班では対処しきれず、日常業務に支障をきたすため。
入札方法	随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号適合
落札業者名	公益社団法人松山シルバー人材センター
契約金額（税込）	22,831,569円
指名人等選定理由	シルバー人材センターは、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的またはそのほかの軽易な就業」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と、活性化に貢献することを目的とする公益法人である。 本業務はシルバー人材センターの趣旨に適合する内容であり、高齢者の雇用確保に寄与するために、松山市シルバー人材センターを選定した。

（上記は「令和3年度 松山市道路区域草刈等業務委託」委託事務入札及び契約資格審査委員会（部会）資料内「随意契約チェックリスト」を参照）

変更内容	変更理由
変更日：令和4年3月9日 契約金額（税込）： 変更前 22,831,569円 変更後 23,601,716円 (770,147円増)	市民からの要望で、落葉清掃、草刈作業箇所の増加により増額の変更契約が必要となった。

・監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

⑤ 松山市道路橋梁定期点検調査業務委託契約（その1）

・入札の概況

委託内容	松山市が管理する道路橋梁について、愛媛県橋梁定期点検マニュアルに基づき各部材の状態を把握、診断するために調査・点検業務を委託する。
入札方法	指名競争入札
落札業者名	株式会社芙蓉コンサルタント
落札価格	18,000,000 円
低入札調査基準価格	-
最低制限価格	なし
入札参加者数	11 社
指名人等選定理由	「委託業務等業者選定部会資料」において、指名人の選定理由、選定過程が明記されている。

変更内容	変更理由
変更日：令和4年1月20日 契約金額（税込）： 変更前 19,800,000 円 変更後 21,758,000 円 (1,958,000 円増)	道路橋梁の定期点検を効率的に進めるために点検対象道路橋梁数を追加し、計上数量の増減に伴う変更を行うもの。

・監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

⑥ 松山市道路橋梁定期点検調査業務委託契約（その2）

・入札の概況

委託内容	松山市が管理する道路橋梁について、愛媛県橋梁定期点検マニュアルに基づき各部材の状態を把握、診断するために調査・点検業務を委託する。
入札方法	指名競争入札
落札業者名	南海測量設計株式会社
落札価格	14,500,000 円
低入札調査基準価格	-
最低制限価格	なし
入札参加者数	11 社
指名人等選定理由	「委託業務等業者選定部会資料」において、指名人の選定理由、選定過程が明記されている。

変更内容	変更理由
変更日：令和4年1月20日 契約金額（税込）： 変更前 15,950,000 円 変更後 20,191,600 円 (4,241,600 円増)	道路橋梁の定期点検を効率的に進めるために点検対象道路橋梁数を追加し、計上数量の増減に伴う変更を行うもの。

・監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

⑦ 禊橋外 3 橋橋梁補修調査設計業務委託

・ 入札の概況

委託内容	本市橋梁の補修設計を実施するに際し、損傷劣化の原因や進行状況等を把握し、補修設計に必要な基礎データを収集し、補修設計を実施することを目的とする。
入札方法	一般競争入札
落札業者名	共立工営株式会社
落札価格	12,200,000 円
低入札調査基準価格	-
最低制限価格	11,540,083 円
入札参加者数	4 社

変更内容	変更理由
変更日：令和 4 年 5 月 24 日 契約金額（税込）： 変更前 13,420,000 円 変更後 13,886,400 円 (466,400 円増)	宮前 118 号線 1 号橋（側道橋東）、（側道橋西）について、現地調査の結果、主桁の腐食が確認されたため鋼橋補修工設計を追加する。

・ 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。